

茨木市と明治安田生命保険相互会社との

健康増進に関する連携協定書

茨木市(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)とは、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 企業・経営者の健康増進に関すること
- (3) 生活習慣病予防の周知・啓発に関すること
- (4) その他、両者が協議し、必要と認めること

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲と乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲と乙が書面により本協定に関し特段の申し出を行わないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲と乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲と乙協議の上、本協定の変更又は解除をおこなうものとする。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月16日

甲:茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

茨木市長

福岡 洋一

乙:大阪市淀川区西中島五丁目5番15号

明治安田生命保険相互会社

大阪北支社 支社長

我木 雅夫